

能登半島地震からの復興に向けて

平成 19 年 3 月 25 日午前 9 時 41 分頃、能登半島沖を震源としたマグニチュード 6.9、最大震度 6 強の地震が発生し、本県の特に能登地方において、甚大な被害が発生した。同日に、七尾市をはじめとする 3 市 4 町が災害救助法の適用を受け、4 月 20 日には、3 市 3 町が局地激甚災害の指定を受けた。

〔 災害救助法の適用： 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町 〕
〔 局地激甚災害の指定：七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町 〕

15,000 戸以上の住宅が被害を受け、避難者数はピーク時で 2,634 人にのぼるなど、県民の住生活に多大な影響を及ぼしている。



図 4-1 住宅の被害（輪島市門前町道下）



図 4-2 住宅の被害（穴水町大町）

本県ではこれまでも自然災害に対する住まい・まちの安全確保を喫緊の課題として、石川県住宅マスタープラン及び本計画の基本理念「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して」に対する目標の第一として「災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり」を掲げてきた。

美しい能登地方での安全な暮らしと豊かな地域コミュニティを一日でも早く、再び県民が手にするため、被災地の迅速な住生活の復興を強力的に推進する必要がある。

1 . 地震により残された課題

(1) 住宅再建

全壊、半壊の被害認定を受けた住宅は 2,000 戸を超え、短期的には応急仮設住宅の建設や応急修理による住宅の確保、長期的には住宅再建が最重要課題となる。再建をより迅速に進めるためには、再建に対する各種支援策のほか、住民、住宅関連事業者、市町及び県がこれまで以上の強い連携と協力を行う必要がある。また再建にあたっては、耐震性の確保も必須となる。

(2) コミュニティ再生

被災地には中山間地域、農村、漁村等の小規模集落が多く、高齢化が進みながらも、昔ながらの地域の絆（コミュニティ）が維持されている。住み慣れた地域での住宅再建が、コミュニティ再生にとっては重要である。

(3) 過疎対策

高齢化の進む被災地においては、地震による家屋被害や生活への不安を契機とした人口流出が懸念される。行政によるサポートや各種事業の適用により、住み続けることに対する不安を払拭し、過疎化を食い止め、生き生きとした能登地方を新生する必要がある。

(4) 景観の保全

被災地の、海と山の両方と近接した暮らしから生み出される集落や古い街なみは、景観資産として高く評価をされるべきものであったが、震災により多大な被害を受けるとともに、倒壊家屋等の解体が進み、徐々に空き地が目立つ地域も見られる。また、地域の産業の基盤であり、住文化の象徴的な存在でもある土蔵は、特に顕著に軒並み被害を受けている。被災した家屋・土蔵については可能な限り補修・修復を進めるとともに、再建する場合には周辺との調和への配慮など、地域の街なみや景観の保全に向けた努力が必要となる。

2 . 課題に対する緊急的取り組み

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

地震が発生した3月25日より、速やかに対応し、3月30日までの6日間で富山県、福井県の職員や(社)石川県建築士会などの協力を得ながら、延べ391人の判定士を動員して、計7,600棟の建築物を調査した。判定を行った建築物には、調査結果に基づき、「危険」、「要注意」などのステッカーにより注意喚起を行い、余震等で建物が倒壊し、人命に危険を及ぼすなどの二次被害を防止した。

(2) 応急仮設住宅の整備

地震発生から1週間後の3月31日に、避難所生活を終了し生活自立の第一歩を踏み出すため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に着手した。最終的には334戸の仮設住宅を整備した。寒冷地仕様、バリアフリー仕様にするとともに、各地区に分散しての建設や、集会場、談話室の設置等により、住み慣れた地域での生活を継続し、コミュニティの崩壊を防ぐことに主眼を置いた。

表 4-1 応急仮設住宅の供与戸数等

市町名	地区数	戸数	地区名
輪島市	4	250	宅田町、山岸町、門前町館、門前町道下
七尾市	3	20	小島町、田鶴浜町、中島町浜田
穴水町	1	45	大町
志賀町	2	19	富来領家町、鵜野屋
合計	10	334	

(3) 住宅の応急修理

応急仮設住宅には入居せずに自宅を修理して使用する被災者への対応として、災害救助法に基づく住宅の応急修理を県と市町が協力して実施している。これは、地震により被害を受けた住宅に対し、現物給付の形で、居住に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものである。

早期の居住の安定、住宅ストックの継承・活用、街なみ景観の維持等の観点から、全壊認定を受けた住宅についても、修理を行うことを第一に検討するよう、被災者及び事業者へ呼びかけを行っている。

(4) 被災住宅の再建に対する利子補給

住宅に被害を受けた被災者が住宅を新たに建設、購入及び補修するため、住宅金融支援機構や民間の金融機関から借り入れる場合に、借入金の利子の一部を利子補給する制度を立ち上げた。仮に住宅金融支援機構から借り入れた場合は、実質的に5年間無利子となる本制度により、被災者の負担を軽減し、住宅の自力再建を推進している。

(5) 住宅相談等の実施

(社)石川県建築士会などの「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」の会員などにより、住宅の現地相談窓口が設置され、被災状況調査、診断や修理、住宅再建についての相談受け付け、助言等が積極的に行われた。

また、災害発生時のため、民間賃貸住宅の媒介に関する協定を(社)石川県宅地建物取引業協会との間で締結しており、この協定に基づき、被災者に対して民間賃貸住宅の相談及びあっせんを実施した。

3 . 復興に向けての取り組み

被災地の復旧・復興のため、本計画の4つの目標に則して基本理念の実現を強力に推進し、復興計画への反映を行う。特に目標1及び4については、被災地で重点的に取り組むとともに、全県下において住宅・建築物等の耐震性の確保等、県民の安全性の確保に関わる施策を重点的に推進する。

基本理念「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して」

目標1：災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり

目標2：誰もがいつまでも安心して暮らせる住まい・まちづくり

目標3：環境にやさしい住まい・まちづくり

目標4：活力と魅力あるコミュニティを支える住まい・まちづくり

(1) 住宅確保・再建

目標1の「災害に強く安全に暮らせる住まい・まちづくり」に基づき、住宅再建及び被災住宅の補修・修復にあたっては耐震性の確保を進める。また、被災者の実情や意向を的確にとらえ、必要に応じて公的賃貸住宅の供給を推進する。

また、能登地方以外の地域においても耐震診断・耐震改修を強固に推進し、災害に強い住まいづくりを進める。その他、克雪住宅の普及、住宅のバリアフリー化のより一層の推進にも取り組み、安全な居住環境の構築を進める。

また、高齢者世帯など、再建に向けての資金計画を立てることが困難な世帯に対し、住宅の応急修理制度、被災者生活再建支援制度および災害復興住宅融資等の各種支援を実施するとともに、住宅の修復に関して助言・サポートのできる体制を整備し、住み慣れた地域での暮らしをバックアップする。

(2) コミュニティ維持・再生

コミュニティの維持及び再生のため、仮設住宅や公的賃貸住宅の整備にあたっては、地域のコミュニティの実態をふまえたものとする。また、まちづくり協議会の設立支援や専門家の派遣等によるサポート体制を整備する。

(3) 過疎化対策

過疎化対策として、定住促進、交流・観光振興など地域振興策と連携した住まいづくり、まちづくりの体制を整備する。

(4) 景観の保全

能登地方の自然と融合した集落景観やまちなみを再現するため、街なみ環境整備事業などの既存の制度を多様に活用し、積極的に保存に取り組む。

また、被災した指定文化財等、地域のシンボリックな文化資産を再建することで、復興への強いアピールとし、まちなみ復興への意識向上を図る必要がある。

3. 将来に向けて

本県では、今回の震災からの完全復興を目指して、これまでも様々な課題を抱えていた能登地方の住まいづくり、まちづくりに全力で取り組んでいく。

また県下において過疎化・高齢化など同様の課題を抱える地域や、戦前からの街なみが多く残る地域があることから、基本理念である「安全でひと・地域にやさしく、魅力ある居住環境を目指して」の実現のため、過疎対策、福祉施策、地域振興策等と連携した住まい・まちづくり施策を計画的に推進し、将来の安全で魅力的な居住環境の形成に向け、積極的に取り組んでいく。